



第十八卷 第二號

(通卷第七十號)

昭和八年四月發行

研究

古代支那賦稅制度 (上)

宮崎市定

内容。緒言——一、賦と税との區別——二、禹貢田賦の解釋(以上本號)——三、賦の發達——四、租・税の沿革特に助法に就いて——結論

本編は全く加藤繁博士の研究によつて啓發され刺戟されて出來たものである。博士の「支那古田制の研究」及び「漢代に於ける國家財政と帝室財政」(東洋學報第八—九卷)は特に私の此の小研究の出發點となつてゐる。本文中或は右の中から引用したことも、煩を厭うて一々ことわつて無いかも知れぬので、敢て美を掠めず、劈頭に謝意を表明しておく次第である。

古代支那賦稅制度

第十八卷 第二號 一八七

緒言

結論を最初に述べるやうになるが、混雜を防ぐ爲に私の古代史研究に對しての意見を先に述べて見たい。

第一に古代史の研究にはある適當な時代から次第に古代に遡つて大體の見當をつけるのが安全な方法である。世の中の進歩に伴つて一つのものが色々に分化して行く。その分化の跡を辿るのが歴史研究の一方方法であるが、進化の反面には退化がある。今迄幾つかに分れてゐたものが段々一つのものに統一されてゆくことがある。その統一されたものを分析して次第に異つた根源に遡つてゆくことも、歴史研究の一方方法であらう。殊に出發點をどこに定めてよいか分らぬ古代の歴史研究には相當明かに判つてゐる所を假に出發點として、遡れる所まで遡つて其處を改めて出發點として出直せばよいわけである。然らば何時から遡る可きかといふに此處では漢代と定めた。支那古代の社會の發達は漢の武帝頃で一段落をつげてゐると考へられ、同時に漢代になると信用すべき資料も相當豊富になり、大凡社會の状態も明かにし得られるから最も適當な時代である。

第二に「周禮」を初から用ひない。古代の制度の研究には大抵周禮が出る。周禮は群疑の府と云はれ乍ら矢張重寶であるから、つい手始めに此が用ひられ、此によつて大體の骨組が立てられる。周禮の

成立には疑問があつても、可也に古い材料を含んでゐるといふのが現今承認されてゐる通説であるから、その古い材料文を用ふればよいわけではあるが、何處が古い所か、今の所それを判断する標準が出来てゐない。結局用心してゐると云ひ乍ら、自分に都合よい所だけを用ひる結果となりはしないかそれも部分的な考證ならば誤を犯さずに利用も出来ようが、全面的な考察になる時、周禮編纂者の理想によつて謬らるゝ危険が一層大きい。一體周禮はそれ程必要な書であらうか。周禮がなければ古代制度の研究が出来ないのであらうか。そんなことはない筈と思ふ。それで本文には一切周禮を用ひない。そして研究を進めて、ある結論に達したらば、それを周禮と比較對照して、此に始めて周禮の價値が決定さるべきである。子夏の曰く、「禮は後なる乎。」周禮を後にして始めて古代の制度を語る可きである。

一、賦と税との區別

賦と税との二文字は後世には全く同じ意味の *Synonym* として用ひられてゐるが、元來は異つた起源を持つものであつた。その區別は前漢時代には尙明白であつて、後漢頃から次第に相通じて用ひられるやうになつたものと思はれる。漢書刑法志に

幾方千里。有税有賦。税以足食。賦以足兵。

とあり、同書食貨志に

有稅有賦。稅謂公田什一及工商衡虞之入也。賦共車馬甲兵士徒之役。充實府庫。賜予之用。稅給郊社宗廟百神之祀。天子奉養。百官祿食。庶事之費。

とありて、之は先王之制として述べてゐるのであるが、實際になほこの區別が漢代に存在したことを考證して見よう。

漢代には三種の賦があつた。算賦、更賦、口賦である。算賦は人民の男女十五歳以上五十六歳に至る者から毎年一算百二十錢を徴して庫兵車馬を治めるもので國家財政に屬する。^①更賦は人民の更卒となる可きものが免番の代償として政府に納むるもので又過更錢とも云ふ。^②更卒は元來徵兵の意味なれば、此錢も恐らく軍事費として用ゐられ、國家財政に屬したであらう。所で問題になるのは口賦である。

口賦は普通に口錢又は口賦錢とも稱して未成年者から毎年二十三錢を徴して、内二十錢は帝室財政に屬して天子の奉養となり、内三錢は國家財政に屬して車騎馬を補ふものと解せられる。然らばこの二十三錢の中、二十錢は算賦、更賦の賦の意味とは甚だ異つたもので賦と名づけることが出来ぬやうに思はれる。口賦に關する信用すべき記載は次の二箇條である。^③

漢書昭帝紀、元鳳四年。毋收四年五年口賦。顏注。如淳曰。漢儀注。民年七才至十四。出口賦錢。^④

人二十三。二十錢以食天子。其三錢者。武帝加口錢。以補車騎馬。

後漢書光武紀下建武二十二年。章懷太子注。漢儀注曰。又七才至十四才。出口錢人二十。以供天子。至武帝時。又口加三錢。以補車騎馬。

これは同一の文章を節録したものと見ゆるが、詳細に讀むと、口賦錢といふものと口錢といふものを明かに區別してゐるやうである。即ち前條では口賦錢二十三錢といひ、後條では口錢二十錢と云つてゐる。而して其三錢は口錢ではないことは、前條に口錢に加ふと云つてゐるのでも分る。然らばこの三錢こそは口賦であらう。繰返して云へば口錢二十錢、口賦三錢、合して口賦錢二十三錢となるのである。それで車騎馬を補ひ、國家財政に屬する三錢が、賦と稱せられる理由も立つ。

口賦といふ文字は秦の時にもあつたことは、漢書食貨志上に董仲舒の言として

至秦(中略)田租口賦鹽鐵之利。二十倍於古。

とあるので知れるが、併しこの口賦は漢の口賦とは別の意味であらう。一體漢文には術語としての特殊な意味の外に、漢字自體のもつ一般的意味とがある。この文章をよく讀むと、口賦は田租に對して對句に用ゐられてゐる。田に對しての口であつて、單に人頭税といふ意味を出ぬであらう。然らば漢の口賦が何故に未成年者の人頭税を意味するやうになつたか。

漢書高帝紀に

漢王四年。初爲算賦。

とあるが、この意味は初めて人頭税を課したといふ意味ではない。秦代から賦と名づくる人頭税があつたので、初めて算賦といふ人頭税を課したといふ意味である。漢書卷七十二貢禹傳によれば武帝の時に至つて未成年者に入頭税を課した。之が口錢であるが、口錢には未成年者の税といふ意味はない。只實際上の取扱として、算賦は賦であつて國庫に入り、口錢は帝室財政に屬して天子の奉養となるので、賦と呼ばずに錢と云つて、自然に未成年者の税に當條まつたのであらう。其後更に三錢の追加をした。之は車騎馬を補ふ爲に國庫に入るので口賦と名づけた。口賦は矢張未成年者の賦といふ意味はないが、口錢に對して口賦と區別した丈で、其混同が防ぎ得たであらう。併し兩者は同時に徵收されるので合せて口賦錢と呼ばれる場合もある。漢儀注の本文にはもつと明白に分るやうに口賦、口錢、口賦錢の區別が記載してあつたと思はれる。して見れば漢書に

昭帝紀元鳳四年。毋收四年五年口賦。

同元平元年。詔曰。(中略)其減口賦錢。有司奏請減什三。上許之。

宣帝紀。五鳳三年。減天下口錢。

とあるのは夫々個有の意味に區別して解すべきである。

賦に對して税又は租といふものがある。この二つは相通じて用ゐられる。市租を市税とも云ひ、海税を海租、山澤の税と共に山に租すといふ言葉がある^④。漢代の税は多く帝室財政に屬して、只田租丈が國家財政に入つてゐる。今加藤博士の研究に従つて漢代の税又は租と名のつくものを擧ぐると

國家財政 (1) 田 租

帝室財政 (1) 山澤の税 (2) 江海陂湖の税 (3) 園の税 (4) 市井の税

(5) 湯沐の邑の租税

などである。只田租丈が國家財政に入り、他が凡て帝室財政に入るが、恐らく田租はある時期に帝室財政から國家財政に移管されたものであらう。二つの財政はいかに分離したかを考ふるに、帝室財政は原始的な性質を有し、もともとあつて、段々國家機能が複雑廣汎になるに従つて帝室財政から國家財政が分離獨立したと考へるのが自然である。現に山澤の税の中、鹽鐵は武帝の時專賣制度の實施と共に國家財政に移されてゐる。それ以前にも同様な現象が起つてゐたに違ひない。果して然らば賦と税との起源を考へることは同時に國家財政と帝室財政との起源を考へることになるわけである。この賦と税との區別こそは支那古代の賦税制度を研究する重要な手懸りとなるものである。

税と賦との區別を明白にすることは漢代の記録を讀んで正確な意味を得る爲に是非必要なことであ

る。

史記吳王濞列傳、以銅鹽故。百姓無賦。

鹽鐵論には之を薄賦於民とあるが、何れにせよ、之は銅錢が豊富であつたので、人民から人頭税の錢を取らなかつた丈で、税や租は相變らず取立てたのである。それでなければ官吏の祿食に先づ困るわけである。「勿租賦」とか「無賦税」とかあつて始めて田租と賦、又は賦と雜税兩者を免除されるが、「毋出今年租」では賦は免除されぬ。

然らば税と賦との區別對立は何時頃まで遡り得るかを考へんに、先に引ける董仲舒の言に、秦の時
の事を述べて田租・口賦と云つてゐるので、秦代には勿論行はれてゐた。寧ろ漢が秦の制度を其儘受け繼いだのである。秦は比較的後れて開けた國であつて、中原の文明國、特に魏から最も多く影響を受けた。然らば魏の制度如何といふに、魏の文侯時代の事として次の物語がある。

藝文類聚卷八十五粟。說苑。高平王遣使者。從魏文侯貸粟。文侯曰。須吾租收邑粟至。乃得也。

史記。滑稽列傳。「褚先生曰」。鄴三老廷掾。常歲賦斂百姓。收取其錢。得數百萬。

これによれば、邑からは租として粟を收め、又同時に賦として百姓から錢を斂めたことが判る。尙漢書食貨志に魏の文侯に仕へた李悝の地方を盡すの教を述べ、百畝の田を有する農夫の生計を説いて

今一夫挾五口。治田百晦。歲收晦二石半。爲粟百五十石。除十一之稅十五石。餘三十五石。食人月一石半。五人終歲。爲粟九十石。餘有四十五石。石三十。爲錢千三百五十。除社閭嘗新春秋之祠。用錢三百。餘千五十。衣人率用錢三百。五人終歲用千五百。不足四百五十。不幸疾病死喪之費。及上賦斂。又未與此。

とあり、此處では十一之稅に對して賦斂といふ文字を用ひ、矢張それが錢で納む可きことを示してゐる。この話そのものは必ずしも魏の文侯のことかは急に判斷出來ぬにもせよ、大體魏の制度に於て賦と稅との區別のあつたことは間違ひなからう。魏以前のもつと古い所では春秋の經に

宣公十五年。初稅畝。

哀公十二年。用田賦。

の記事がある。之を如何に解釋するかは議論もあらうが、春秋時代魯に於て稅と賦の區別あつたことは認めて善いと思はれる。この事は更に悠久な古代からこの區別があつたことを推測せしむるものである。

註 ① 加藤博士。算賦についての小研究。(史林第四卷四號)加藤博士。A Study on the Shann-Fu, the Poll Tax of the Han Dynasty (英文東洋文庫論叢第一册)參照。

② 濱口重國學士。過更と踐更(東洋學報第十九卷三號)參照。

③ 口賦錢に關する記事は外に、漢官舊儀にも見ゆるが、其記錄の確實さは漢儀注に及ばぬので此に採用せぬ。加藤博士。漢

代に於ける國家財政と帝室財政(上)第二の五。註八を參照。

- ④ 税と租との通用に就いて。史記平準書に市井租税とあり、漢書卷三十八。高五王傳に市租千金。漢官舊儀には山澤魚鹽市税とあり、漢書百官表少府の條には山海地澤之税。食貨志上には增海租。管子。山國軌第七十四。には租其山。など見え、史記卷百二。馮唐列傳の軍市之租の條下索隱には税即租也とある。

- ⑤ 鹽鐵論。禁耕第五。吳王專山澤之饒。薄賦其民。

- ⑥ 租税之賦といふ言葉に就いて。史記卷十。孝文本紀。十三年六月の詔に、

農天下之本。務莫大焉。今勤身從事。而有租税之賦。

とある租税の賦といふ言葉は困る言葉である。併し之を與と讀むことが出来る。清王引之。經傳釋詞。卷九に、之猶與也と云つてゐる。然らばこの詔敕の意味は農夫には商人も負擔する賦の上に田租があるので、其田租丈免除してやらうといふ意味になる。

- ⑦ 賦斂の意味に就いて。賦斂なる文字は斯の如く屢々税租に對して用ゐられてゐるから、單獨で用ひられた時にも矢張田租は含まれてあらう。管子。立政第四。輕税租。薄賦斂。と用ひた例もある。果して然らば桓譚の新論に見ゆる漢定以來。百姓賦斂。一歳云々の數も算賦・口賦・更賦に限られたことで租税を含まぬものに解すべきであらう。

二 禹貢田賦の解釋

この外に税賦の區別を記したものはなしかと云ふに、尙書の禹貢がある。禹が定めたと云はるゝ九州の各々に就て土と田と賦との細い記載がある。例へば冀州に就いては

其土惟白壤。厥賦惟上上錯。厥田惟中中。僞孔傳。田之高下肥瘠。九州之中。爲第五。孔穎達疏

田土異者。鄭玄云。地當陰陽之中。能吐生萬物者曰土。據人功作力競。得而田之。則謂之田。田土異者。當然也。

とあつて、孔疏の意味は、土とは天然の土質、田はそれに人功を加へ生産に使用するといふ點から見た田の質と解してゐる。然るにその田より出すといふ賦は、決して田と比例しない。例へば

荊州。厥土惟塗泥。厥田惟下中。厥賦上下。僞孔傳。田第八。賦第三。人功修。

雍州。厥土惟黃壤。厥田惟上上。厥賦惟中下。僞孔傳。田第一。賦第六。人功少。孔穎達疏。此與荊州。賦田升降。皆較六等。荊州升之極。故云人功修。此州降之極。故云人功少。其餘相較者。從此可知也。

孔疏では斯うして田と賦の隔りの大きいのを説明して、猶不安を感じたらしく、之は洪水を治めた直後のことで、其後更に人功の増減に従つて等を立つ可きで、永定の制ではないとことわつてゐる。

もう一つ問題となるのは、他の八州は田を先にあげ、賦を後に記すのに、冀州だけは先づ賦を掲げて、田を後にしてゐて順序が不同である。宋の林之奇は、冀州は王畿千里の地で、其賦は田のみから出でず、園廩漆林之征をも混ずるので厥土にかけ、餘州の賦は田のみから出るので田の下につけたのだと、巧みな解釋を下してゐる。^①

併し賦が田と人功とに比例するならば、各州の人功の相違は餘りに隔りがありすぎる。荊州が第八

等の田から第三等の賦を出すには、人功が超特等に修つて居ねばならず、而も戰國頃まで荆蠻の地がそんなに開けてゐた時代があつたであらうか。雍州が第一の田から第六の賦を出すには極度に人功が少くなければならぬ。嘗ては西周の都した地と考へられた所が、それ程荒廢して居つたであらうか。又人功が賦の等級を決定する上に其程重要な要素になるならば卒直に明かに本文の上に人功何等と現す可きではないか。人功の等級を未知數にして、田丈を擧げ、田とXを平均して答の賦を現して讀者を驚かすなどは、もし本當ならば兒戲に類する。

思ふに之は田の解釋が悪い。田は田質ではない。田質は已に厥土とあれば重ねて云ふ必要はない。黄壤といへば肥沃な地、塗泥といへば惡質の土といふことは明瞭である。此に云ふ田は田から出るもの、即ち田租である。田一字には租といふ意味はないが田より出づるものといふ意味に用ひられた例は一二ある。

戰國策。齊閔王。民之所費。十年之田而不償也。

國語。晉語四。大夫食邑。士食田。庶人食力。

已に田より産するものゝ意味があれば、之を賦と相對して用ひた時、此に田租の意味となつて毫も差支へがない。然らば田と賦とはもと相對立せるものであつて、賦が田に従ふものではない。されば冀州に於て賦を先にし田を後にしても、他の八州が田を先にして賦を後にしても構はない。何も深い意味

此に注意すべきは、田の高きものは賦を低くし、賦の高きものは田を低くして、平均すると第三等以上に升るものがない。之は實際に於て、さもあるべきことで、孟子が古代の税制を述べて

孟子。盡心下。有布縷之征。粟米之征。力役之征。君子用其一。緩其二。用其二而民有殍。用其三而父子離。

とあつて、色々な税を課する時、其一を重くせば他を軽くせねばならぬといふ思想にも一致するものである。

扱尙書禹貢にも賦と税との對立あることが分つたが、猶禹貢とは如何なるものかを一應検討せねばならぬ。元來九州なる考は戰國以後、各學派の間に廣く見られ、墨子の中には

墨子。尙賢上。禹舉益於陰方中。授之政。九州成。

とあり、外に兼愛中には冀州の名が見えて居る。孟子には

孟子。梁惠王上。海內之地。方千里者九。齊集有其一。

とあるは明かに九州の思想であり、同時の鄒衍は最も明瞭な、更に進んだ九州を説き、漢書藝文志によれば九州を専門に、一種の迷信を含んだ地理學派の形法家といふものがあり、若し九州の思想が四海の思想に關係があるならば、已に論語の中にも四海といふ文字が見えて居り、^④非常に古くから支那

に行はれた思想であることが知られる。

扱九州の内容に就ては大體四通りの説があり、次の如くであるが^⑤

禹貢 一、冀 二、兗 三、青 四、徐 五、揚 六、荆 七、豫 八、梁 九、雍

周職方 ^{七、幽} ^{八、冀} 一、揚 二、荆 三、豫 四、青 五、兗 六、雍

爾雅 ^{一、冀} ^{八、幽} 一、揚 二、荆 三、豫 四、青 五、兗 六、雍

呂氏春秋 ^{二、冀} ^{九、幽} 一、揚 二、荆 三、豫 四、青 五、兗 六、雍

右の中周禮は暫く措き、爾雅と呂氏春秋は、青州の名が營州となつてゐる丈で他は一致するから便宜上、呂氏春秋に之を代表させ、禹貢と比較して見るに、禹貢には梁州ありて幽州なく、呂氏春秋には幽州ありて梁州がない。幽州は燕に當り春秋戰國を通じての大國であるが、梁州は巴蜀漢中の地であり、戰國秦惠文王二十二年、秦の司馬錯が平定した所で、大勢の上からあまり重要でない。禹貢は何故にかゝる梁州を採つたか々疑問である。

恐らく之は禹貢の編者が地理的に、幽州よりも梁州に近い所に居つたが爲であらう。古代の不完全な地圖に於て屢々見る現象であるが、自己の附近を詳細に且つ廣く描き、遠き所は疏略に且つ狭く書く。希臘人は太陽がペロポネサス半島よりも大きいと言はれて憤慨した。さういふ心理が禹貢の編者

に働いた爲であらう。然るに斯くして梁州の犠牲となつて抹殺された幽州は實は古くからあつたものである。已に孟子にも

萬章上。舜流共工于幽州。

とあり、之を引用したらしい韓非子にも

韓非子。外儲說右上。誅共工於幽州之都。

とあるを見れば、幽州を入れる呂氏春秋の説の方が禹貢の説よりも古いのである。然らば禹貢の九州は呂氏春秋以後に於て、梁州に近き地方で出來上つた學説である。そは言ふ迄もなく、秦漢の都長安であらう。而も呂氏春秋に於て猶保存してゐた幽州を殊更に削つて梁州を加へるのは何の爲にしたか恐らくは漢の高祖が漢中より起つて天下を取り、其漢が其儘國號となつた。曲學阿世の學者が高祖に敬意を表する爲に漢を含む梁州なるものを設けて、遠隔の燕を抹殺したのではあるまいかと考へる。

禹貢の九州が非常に新しいものであるといふ推測は別の方面からも考察される。それは田賦の等級と歴史時代に於ける地方開發の狀況とを比較すればよい。^⑥禹貢が雍州の田を第一においてあるが、雍州は春秋戰國の秦であり、開發が他に比して遅れてゐる。關中の地が豊沃になつたのは、史記河渠書によれば、韓が水工鄭國なる者を秦に送つて所謂鄭國渠を開鑿せしめ、内事を繁くしてその侵略を免れようとした時に始まる。而も秦は此によつて一畝鍾の田、四萬餘頃を得て益々富強になつた。この年

代は史記李斯列傳によれば、實に彼が逐客論を上つた前後のことである。逐客論は始皇十年のこと、考へられ、此年、呂氏春秋の編纂者たる呂不韋が自殺してゐる。兎も角、鄭國渠開鑿以後、關中は富饒を以て知られ

漢書。東方朔傳。其地從硯隴以東。商雒以西。厥壤肥饒。(中略)此所謂天下陸海之地。秦之所以虜西戎。兼山東者也。(中略)故豐鎬之間。號爲土膏。其賈畝一金。

などと云はれるやうになつた。禹貢の雍州の田を第一とするより見れば、禹貢の編纂は、早くても始皇の十年以後のこと、せねばならぬ。余は寧ろ前の理由よりして漢の始まで繰り下げる方が適當と信ずる。従つて賦税の制度の材料として、古代の状態を研究する爲には一向役に立たぬものである。

そんならば僞孔傳、孔穎達疏は誤かといふに、斯る場合には一概に誤とか正しいとか云へない。禹貢の田を田土と解釋するのは随分古いことであつて、孔疏に引かれてゐる馬融、鄭玄の註も、之を田質として解してゐるし、^⑦王充の論衡、本性篇にも

九州田土之性。善惡不均。故有黃赤黑之別。上中下之差。

といふ風に見てゐる。古書の解釋に牽強附會な説明を加へることは儒家に有り勝のことであつて、之を一々誤と云つてゐては儒教が成立しない。要は經學には經學の立場があると共に、史學には又史學の立場があるから、史學として飽迄自由な立場を認めて貫はねばならぬのである。^⑧

註

- ① 清胡渭。禹貢錙指。卷二。林氏曰。(中略)冀州之賦。獨先於田者。蓋王畿千里之地。天子所自治。並與園囿漆林之類而征之。(中略)非盡出於田也。故以賦居於厥土之下。(中略)渭按。林說確不可拔。
- ② 鄒衍の九州に就て。史記卷七十四。鄒衍列傳。儒者所謂中國者。於天下乃八十一分。居其一耳。中國名曰赤縣神州。赤縣神州内。自有九州。禹之序九州是也。不得爲州數。中國外。如赤縣神州者九。乃所謂九州也。於是有所裨海環之。人民禽獸莫能相通者。如一區。中者乃爲一州。如此者九。乃有大瀛海。環其外。
- ③ 形法家に就て。漢書藝文志に
形法者。大舉九州之執。以立城郭室舍。形人及六畜骨法之度數。器物之形容。以求其聲氣實賤吉凶。とあり此中に山海經が含まれてゐる。
- ④ 四海に就て。支那の如き東方だけ海に面した國に如何にして四海といふ様な思想が生じたか大なる疑問である。孟子には屢々四海の文字が見え、論語にも顔淵第十二。四海之内。皆爲兄弟。堯曰第二十。四海困窮。天祿永終。などあるを見れば儒教の起源と同時に四海の思想があつたやうに見え、若し四海の思想が鄒衍の九州の思想の如きものから出たならば同時に九州の思想もあつたことになる。此事は儒教の成立を考へる上に重要なこと、思ふ。
- ⑤ この表は小川博士著。支那歴史地理研究。上古地誌として禹貢と山海經の價值。より借用した。
- ⑥ 九州の田賦等級に就いて。表によつて田と賦の平均を出せば豫州、冀州の第三が最上で揚州の第八が最下である。但し豫州の賦の第二が第一を雜出するのを考慮に入れれば、冀州よりは上になる。それで改めて等級をつけ直せば第一豫州。第二冀州。第三雍州・青州・徐州。第四荊州。第五兗州・梁州。第六揚州の順となる。呂氏春秋には各州に夫々實在の國家を宛て、ゐるが、豫州は周、冀州は晉、雍州は秦、青州は齊、徐州は魯である。之は大體春秋頃の國力に相應する。豫州の周、徐州の魯は國力は左程強盛でないが、儒家の尊王論によつて實力以上の位置を與へられてゐるのであらう。
- ⑦ 孫星衍。岱南閣叢書。古文尙書馬鄒注。に便利に纏められてある。
- ⑧ 禹貢に就いて先人の研究。内藤虎次郎博士。禹貢製作の時代。(東亞經濟研究第六卷一號)並に尙書編次考。(支那學第一卷七號)小川琢治博士著。支那歴史地理研究。第五章。上古地誌として禹貢と山海經の價值。參照。